

令和5年度

飯綱浄水場1号ろ過池補砂業務委託

仕様書

長野市上下水道局

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、長野市上下水道局（以後「発注者」という）が発注する「飯綱浄水場1号ろ過池補砂業務委託」（以後「本業務」という）について適用する。

第2条 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和6年3月11日までとする。

第3条 業務の目的

本業務は、飯綱浄水場の緩速ろ過池の残存砂層厚が洗砂作業により減少したため、ろ過池へ補砂を行い砂層厚の確保を目的とする。

第4条 受注者の責務

- 1 受注者は、契約の履行に当たっては、本業務の意図及び目的を十分理解した上で、設計書・飯綱浄水場1号ろ過池補砂業務委託仕様書（以後「仕様書」という）に基づき、本業務を誠実かつ正確に遂行しなければならない。
- 2 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分について、第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- 3 前項の「主たる部分」とは、当該業務のうち補砂業務をいう。
- 4 受注者は、全2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

第5条 法令の遵守

受注者は、本業務の実施に当たっては、業務委託契約書（以後「契約書」という）並びに仕様書等に基づくとともに、当該業務に関する諸法令を遵守し、本業務を円滑に遂行しなければならない。

第6条 提出書類

受注者は、契約書及び仕様書に基づき、所定の様式により関係書類を発注者に提出しなければならない。指示、承諾、協議は原則として書面により行うものとする。

1. 業務計画書
2. 業務主任者届
3. その他発注者が必要とする書類

第7条 業務計画書

- 1 受注者は、本業務に着手する前までに、次の事項に関して業務計画書を作成し、監督員の承諾を得るものとする。
 1. 業務概要
 2. 業務工程
 3. 業務体制図
 4. 作業員名簿
 5. その他必要な事項
- 2 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更作業計画書を提出しなければならない。

第8条 安全管理

- 1 受注者は、作業従事者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者への安全確保に努めなければならない。
- 2 受注者は、所轄警察署、道路管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件を確保すること。

第9条 長野市公契約等基本条例に関する事項

- 1 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- 2 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。

第10条 疑義変更

受注者は、本業務の実施に当たり、設計図書等に定めた事項について疑義が生じた場合には、発注者と協議のうえ解決するものとする。

第2章 補砂業務

第1条 業務内容

1 ろ過砂掘削

緩速ろ過池のろ過砂層上部について 259 m³（平均深さ t=500）を池外に搬出し仮置きする。搬出するろ過砂は、コンテナバック等に詰め込み仮置きする。

2 ろ過砂洗砂

往生地浄水場浄砂置き場から 103 m³を搬出し洗浄作業を行う。また、積込に使用する機械は、予め油漏れ防止対策等を施したものを使用すること。

3 ろ過砂補砂

洗浄ろ過砂 82 m³、新規購入ろ過砂 98 m³および仮置きろ過砂等 259 m³を緩速ろ過池に搬入し、別図に示す基準高（t=850）以上になるように敷き均しを行う。

ろ過層に偏った荷重がかかることを防ぎ、砂層には転圧を絶対に行わないこと。

第2条 受注者の責務

受注者は、設計書および仕様書に基づき、保健衛生に留意し誠実かつ正確に業務を遂行しなければならない。

なお、その順序方法等は、監督員の指示に従わなければならない。

第3条 作業員名簿

1 契約締結後、作業員名簿を提出すること

2 作業に従事する者を変更する場合は、新たに作業員名簿を提出すること。

第4条 健康診断

1 本業務において、水道施設敷地内に立入る者は、水道法第21条に基づいた健康診断(保菌検査)を実施し、保菌検査(検便)成績書を契約締結後速やかに提出すること。

2 検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌（チフス・パラチフスを含む）、腸管出血性大腸菌 O-157 とする。

3 保菌検査(検便)成績書の有効期限は6ヶ月とし、有効期限を過ぎることなく、健康診断(保菌検査)を実施し保菌検査(検便)成績書を提出すること。

4 作業に従事する者を変更する場合は、新たに作業に従事する者に健康診断(保菌検査)を実施し、保菌検査(検便)成績書を提出すること。

5 作業に従事する者の健康診断(保菌検査)に係る検査料及び新たに作業に従事する者の検査料は受注者の負担とする。

第5条 作業従事者の健康および衛生管理

受注者は本業務が原水を浄化する最も重要な作業部門であり、衛生上の管理は寸

時もゆるがせにできないものであることを十分に認識し、身元確実な者を配置するとともに、常に作業従事者の健康に注意し不健康な状態で作業に従事させないため、次の各号の措置を講じなければならない。

- 1 発注者は、受注者に対して、作業員が不適當であると認めた場合は、作業員等の変更を求めることができる。
- 2 前項の健康診断の結果、患者および保菌者と判明した者は、就労させてはならない。
- 3 委託業務の従事者で、発熱、下痢等身体の異常に気付いた者は進んで健康診断を受けさせ就労させないように、責任をもって従事者を指導監督しなければならない。
- 4 委託業務に携わる作業員等の服装は、清潔を保持し衛生面には特に注意するものとする。また、ろ過池内に立ち入る作業員は、靴底を殺菌する等、衛生面に注意すること。

第6条 業務主任技術者の選任

- 1 受注者は、常駐する作業員の中から業務主任技術者を選任するものとする。
- 2 業務主任技術者は、補砂業務の作業日程、作業内容等を十分に把握するとともに、業務遂行に当たり疑義が生じたときはその都度速やかに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。

第7条 帳簿の備え

- 1 受注者は、発注者が指示する帳簿を備えなければならない。

第8条 電力・機械器具の貸与

- 1 委託業務に必要な電力・機械器具は、発注者から受注者に無償で貸与する。
- 2 受注者は貸与機械について善良な管理者の注意をもって使用し、異常を発見したときは、速やかに監督員に報告すること。

第9条 所用工具

- 1 受注者は、作業着手前にそれぞれ作業に適当な所用工具を整え、監督員の承認を得なければならない。もし、監督員が不適當と認めたときは取り替えさせることがある。

第10条 現場詰所

- 1 現場詰所は受注者が調達するものとし、用地については場内の一部を使用すること。なお、現場詰所に係わる光熱費は受注者の負担とする。

第11条 費用の負担

- 1 本仕様書、設計図書に明記されていない事項でも、委託業務遂行上、当然必要な事項に係わる費用はすべて受注者の負担とする。

第12条 就業時間

- 1 委託業務の就業時間は発注者の勤務時間（午前8時30分～午後5時15分）に準ずるものとするが、監督員が許可した場合はこの限りではない。
- 2 受注者は、補砂業務の予定表を作り、あらかじめ、その前日までに監督員と就業時間等の連絡調整をとり、作業遂行に支障のないよう努めなければならない。

第13条 補砂業務の手順

- 1 ろ過池の周壁等の洗浄
- 2 砂面の掘削
- 3 掘削ろ過砂の搬出
- 4 場内仮置き場へ仮置き
- 5 往生地浄水場浄砂置き場から搬出後洗砂
- 6 洗砂後往生地浄水場浄砂置き場へ搬入
- 7 往生地浄水場浄砂置き場から飯綱浄水場ろ過池へ搬入
- 8 ろ過砂面の整正
- 9 新規購入砂を飯綱浄水場ろ過池へ搬入
- 10 ろ過砂面の整正
- 11 場内仮置き場から飯綱浄水場ろ過池へ搬入
- 12 ろ過砂面の整正

第14条 掘削作業

- 1 砂面掘削は発注者が指定した工具等で、砂深さ平均 50.0 cmを平坦に、かつ均等に掘削する。
- 2 掘削ろ過砂は一輪車にて運搬し、ベルトコンベアによりろ過池外へ搬出し、コンテナバック等に詰込み場内仮置き場へ仮置きする。
- 3 ろ過池内に入るときは衣服、履物に注意し、絶対に喫煙・タン・ツバ等を吐くこと、塵芥等を捨てる等の行為をしてはならない。
- 4 ろ過池砂層にジョレン、ナラシ棒等、工具を突き刺すなどの砂層を荒す行為をしてはならない。
- 5 受注者は、作業中ろ過池に異常を認めたときは作業を中止し、監督員に速やかに報告指示を受けなければならない。

第15条 洗砂作業

- 1 洗砂は、砂利碎石及びコンクリート製造業者等の持つプラント用洗砂機により行うものとする。
- 2 洗砂作業は、プラント用洗砂機の性能が十分に発揮されるように、洗浄水および汚砂の送り量を調整して行き洗浄濁度30度以下になるように行うものとする。なお、洗砂に当っては、当該プラントで他業務の砂が混入しないよう、洗砂前に洗砂設備を十分洗浄点検するとともに、単独で洗砂を行うこと。
また、洗浄前および洗浄後の洗浄濁度を日本水道協会規格 JWWA A103-1:2006 による試験方法にて測定し、洗砂の都度、その結果を提出するものとする。
- 3 受注者は、洗砂作業の都度、浄砂を往生地浄水場より搬出し、洗砂後の浄砂を往生地浄水場浄砂置き場に搬入し仮置きする。なお、搬出入経路において必要な個所には鉄板を敷き養生をすること。
- 4 受注者は、貸与されたベルトコンベア等は適正にこれを管理し、一日の作業終了後必ずこれを整備しておかなければならない。また、貸与品に異常を発見した場合は速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。

第16条 補砂作業

- 1 補砂に使用するろ過砂の搬入は、次の順で行うものとする。
 - ①往生地浄水場浄砂置き場に仮置きした砂
 - ②新規購入砂
 - ③場内仮置き場の砂
- 2 補砂作業では、上記の通り砂を入れ、補砂の終わった部分は不陸がないように平坦に均す。
- 3 補砂作業に土量変化率は考慮しない。
- 4 浄水場内でエンジン動力の機械等を使用する場合は、作業開始前に十分に点検し、油漏れ等がないことを確認すること。また、天候の変化により油漏れの恐れのある場合は、速やかに対応すること。
- 5 受託者は、ろ過池に異常が認められたときには作業を中止し、速やかに監督員に報告し指示を受けなければならない。
- 6 受託者は、補砂作業が完了したときには、監督員に報告の上検査を受けなければならない。

第17条 汚砂・洗砂運搬

設計書及び下記に明示した洗砂場名は積算上の条件であり、指定するものではない。

想定洗砂場	往生地浄水場→井上産業(有)	運搬距離 10.1 km	長野市若穂牛島 151
-------	----------------	--------------	-------------

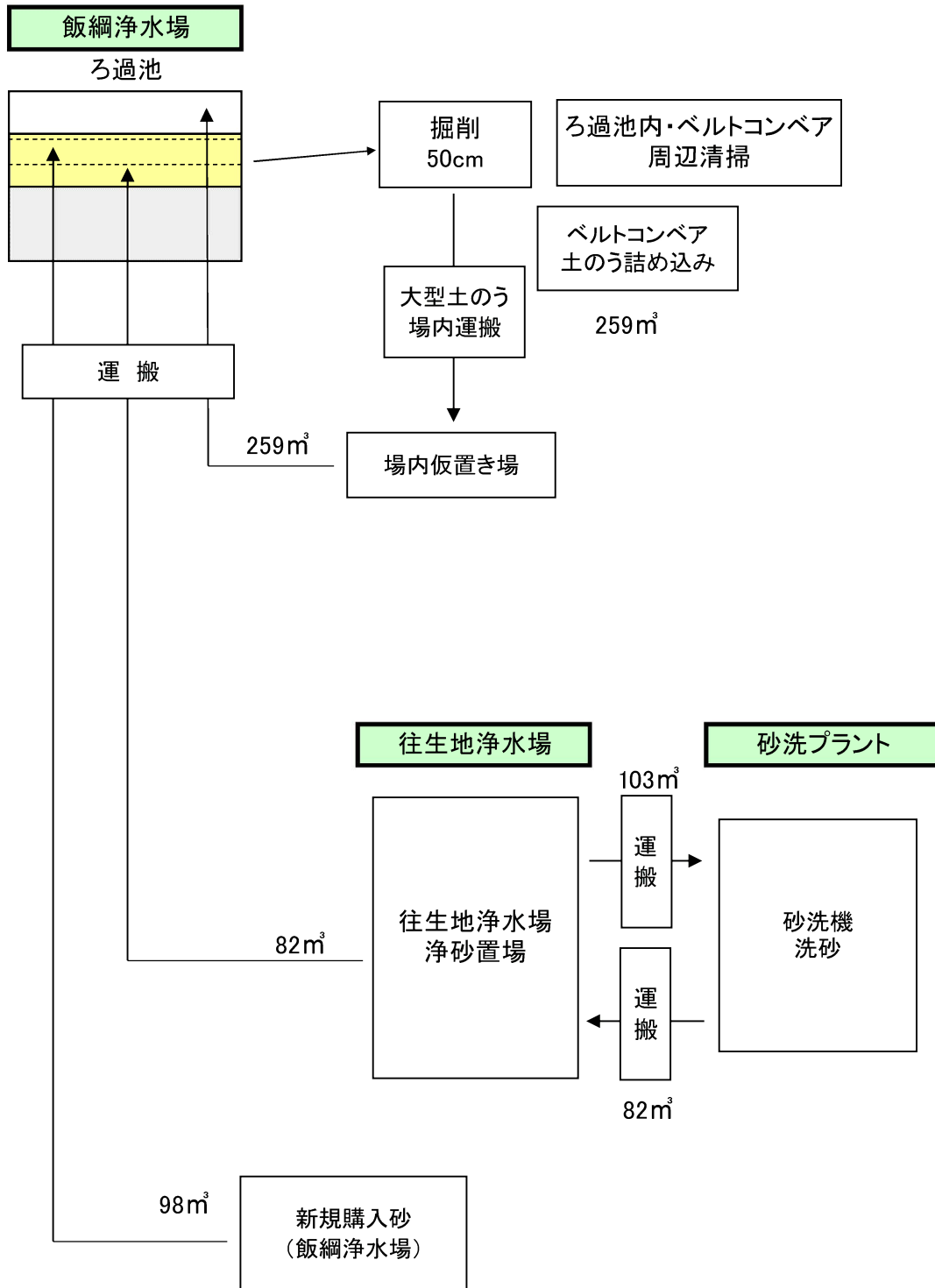
第17条 出来形管理

表面砂搬出前・搬出後、洗浄砂搬入後の砂層表面の高さを測定し、出来形管理を行うこと。

第18条 雑則

- 1 受注者は、入札前、本仕様書および設計書を精査して疑義を正し必要のある場合は、現物調査し、発注者の請負契約に関する諸規定を了承の上見積するものとし、委託契約後において異議の申し立てをすることができない。
- 2 受注者は、受託後、本仕様書および設計書の解釈に疑義を生じた場合、すべて発注者の解釈に従わなければならない。
- 3 嘔吐および下痢の症状のある者を水道施設敷地内に立入らせてはならない。また、作業に従事させてはならない。
- 4 作業従事者は現場において、名札等身分の証明できるものを着用、若しくは携帯すること。

飯綱浄水場1号ろ過池補砂業務委託フロー





砂置き場・洗砂場

倉庫

新規購入砂

1号ろ過池

倉庫

2号ろ過池

3号ろ過池

車庫

車庫

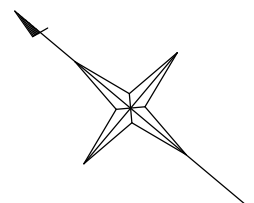
④

①

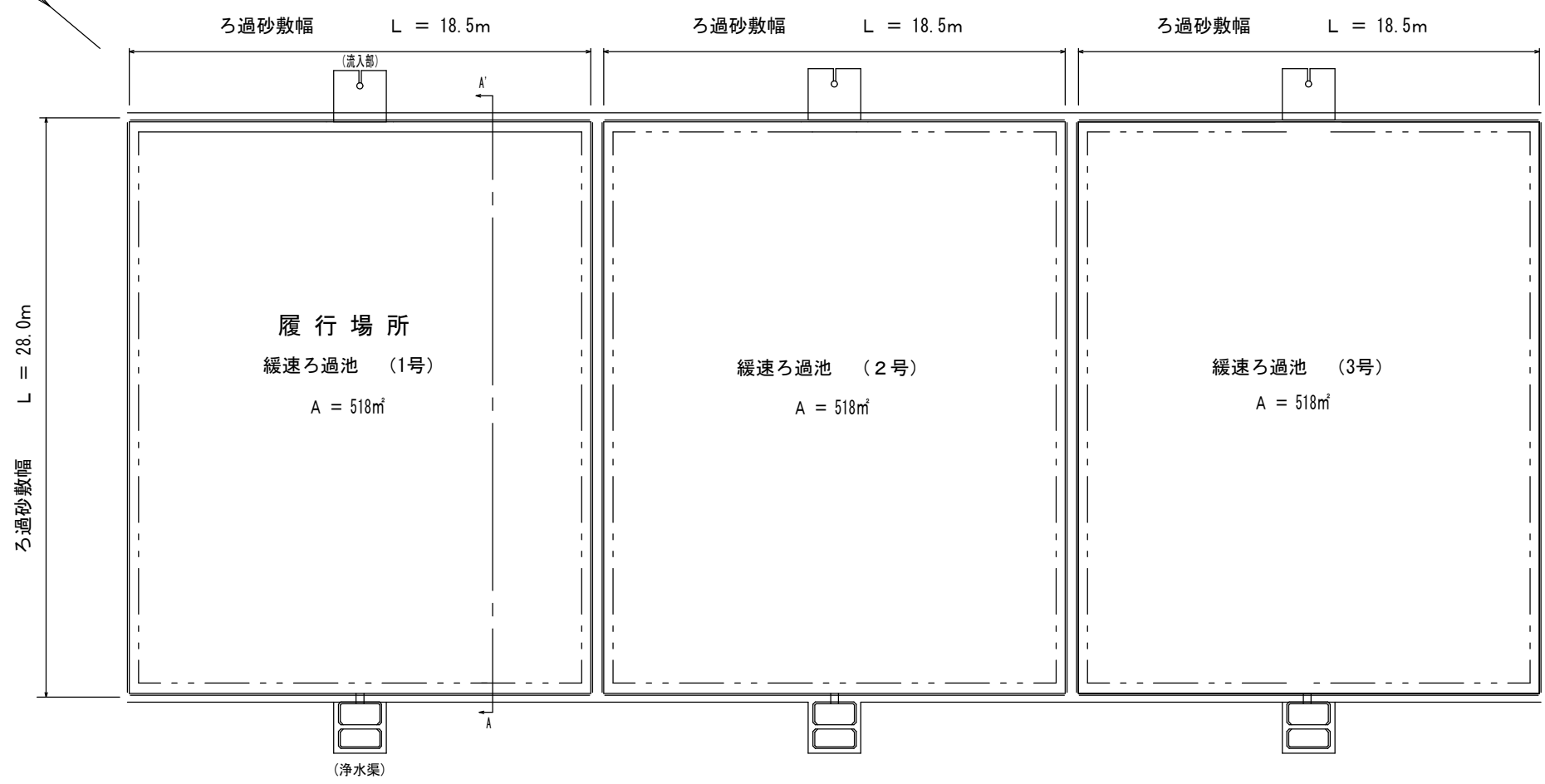
②

③

ろ過砂仮置き①~④

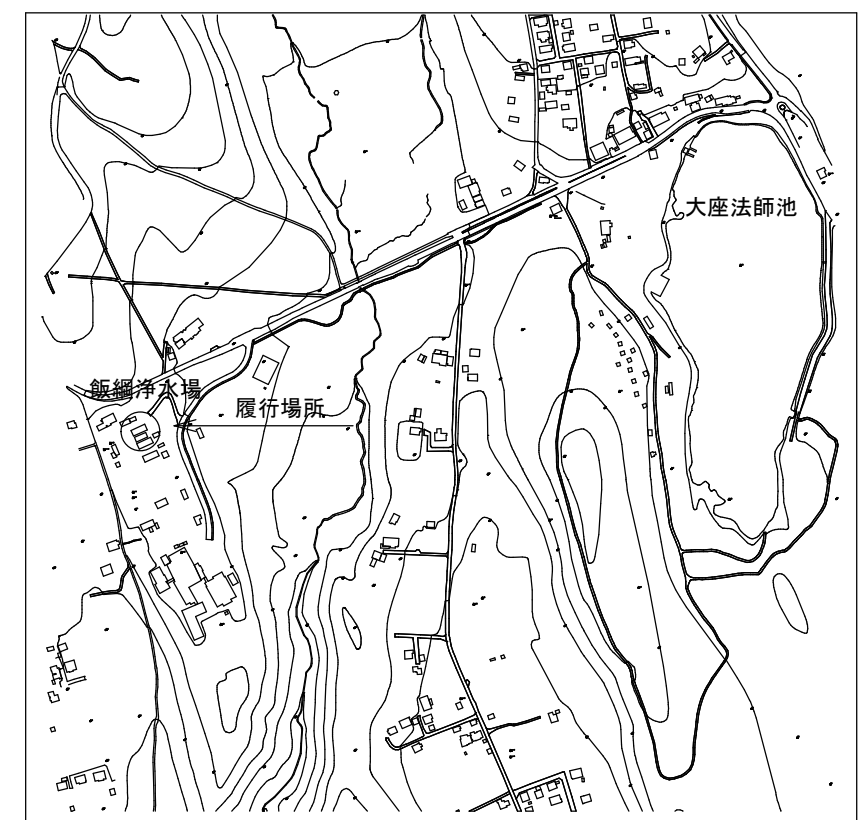


平面図

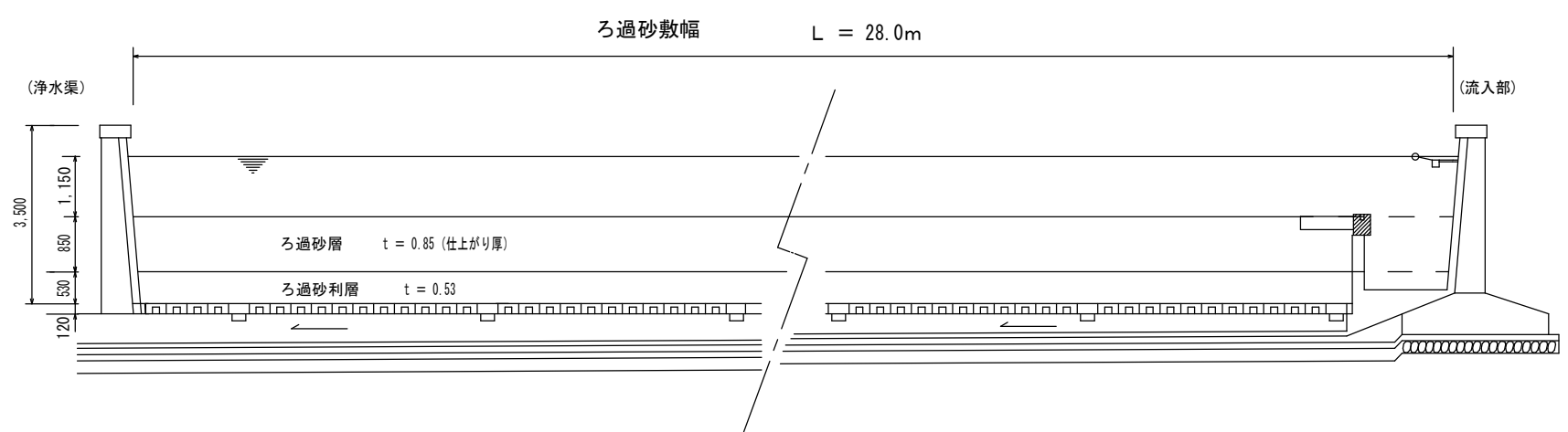


長野市上下水道局水道維持課			
業務の名称	飯綱浄水場 1号ろ過池補砂業務委託		
履行場所	長野市大字上ヶ屋		
図名	位置図、平面図、ろ過池断面図、ろ過層断面図		
図番	1/1	縮尺	free

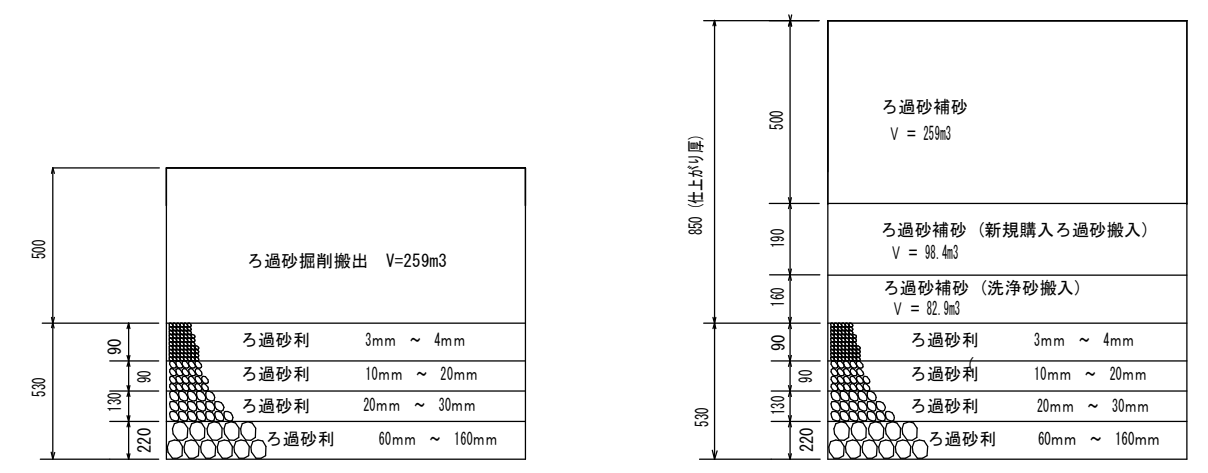
位置図 S = 1:10,000



ろ過池断面図 (A-A')



ろ過層断面図



施工前

施工後 (参考値)

位置図

